

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関する

お客さまへのお願い

以下に該当するお客さまは、お手数ですが当社に国名と職種をお知らせください。

申告が必要なお客さま

- ① 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者（※）として主務省令で定めるお客さま
または 過去においてこれらの地位にあったお客さま

（※）例えば日本では、以下の地位に相当する方をいいます。

内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣、衆議院（副）議長、参議院（副）議長
最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員
統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長、中央銀行役員
予算について国会の議決を経なければならない、または承認を受けなければならない法人の役員

- ② ① に該当するお客さまのご家族
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子及び兄弟姉妹、配偶者の父母及び子
- ③ ① 又は② に該当する方が実質的支配者※である、法人のお客さま
※株式会社で議決権保有比率が25%超の方等、会社経営について実質的な影響を持つ方

犯罪収益移転防止法に基づき当社が知り得たお客さまの個人情報、本法令が要請する目的以外に使用することはありません。



生命保険のお手続きやご契約に関するご照会

スミセイコールセンター

0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
（日・祝日・12/31～1/3を除く）

あなたの未来を強くする

住友生命